

第155回国会 内閣委員会 第12号
平成十四年(2002年) 十二月十二日(木曜日)

○戦時性的強制被害者問題の解決の促進に
関する法律案について

横田洋三参考人(中央大学法学部教授)
戸塚悦朗参考人(神戸大学大学院教授)との
質疑応答

○吉川春子君 日本共産党の吉川春子です。
お二人の参考人に心から感謝いたします。
この慰安婦問題を何とか解決したいということ
で、参考人質問が今日実現いたしました。これは
当委員会が真剣に取り組んだ結果であり、それ
にふさわしい今質疑が行われていると思いま
す。

横田洋三先生にお伺いいたしますが、先生は、
強制労働条約違反、人身売買禁止条約違反あ
るいは奴隷条約、慣習法違反が明確にあったと
いうことをおっしゃいました。これは国際法学者
として当然とも言えるんですが、政府が、つい最
近の質問でも、強制労働条約違反に当たるんじ
ゃないかと私が繰り返し聞いても、言を左右に
して認めないんですね。だから、当時こういう
ことで国際法に違反していたということを明確に認
められたということに対して私は良かったなと、
当然のことながら良かったなと思うわけです。

そこで伺いますが、国際法に違反しているとい
うことは違法状態が今も続いていると、このよ
うに理解してよろしいのでしょうか。端的に願
います。

○参考人(横田洋三君) 答えの方から申し上げ
ますと、違法な状態は続いておりません。た
だ、違法な行為の結果、被害者が存命中で、し
かも心身ともに傷付いたままの状況がかなり残
っているという状況、これはございます。これは
一応区別して考えた方がいいと思います。

日本はもう、第二次大戦後、いわゆる慰安所
を作ったり慰安婦を強制的にそこに連れてきた
り性的な奉仕をさせたりというようなことは一切
しておりませんので、違法な状態は今全くな
いということでございます。

○吉川春子君 日本がこういう国際法に違反し
たという行為を行って、その違法状態が解除さ
れたのは、なくなったのはいつの時点ですか。

○参考人(横田洋三君) 違法な行為が行われ
なくなった時点で、私は正確には分かりませ
んが、少なくとも、終戦によって日本の軍隊が
解散させられましたが、もうその時点では違法
な行為はなくなっていると思います。

○吉川春子君 違法な行為がされなくなった
ということと、違法行為を犯してその違法の問
題についてちゃんと決着が付いていないとい
うことは別ではないでしょうか。

○参考人(横田洋三君) 御指摘のとおりでござ
います。私もそういう考えで、御質問が、違法
な状態が続いているかどうかという御質問に
対しては続いていない、それがいつ終わったか
ということにつきましては遅くとも終戦のとき
に終わっている、日本の軍隊が解散させられ
た時点では終わっていると、こういうふう
に了解しているということでございます。

しかし、その違法な状態の結果が続いてい
る状況にあったということはそのとおりでござ
います。

○吉川春子君 この違法な状態の結果が現在
も続いているとすれば、これに対して日本は何
らかのこれをなくする措置を取らなくては
いけないのではないのでしょうか。

○参考人(横田洋三君) ありがとうございます。
そのとおりでございます。

一つは、国と国の関係での先ほどから出
ております違法な行為に対する国家責任の問
題でございまして、国と国の関係につきま
しては平和条約等でそれぞれの国との関係は
解決しているという日本政府の立場がござい
まして、これは国際法的にそのとおりだと言
わざるを得ません。

問題は、被害者がまだ心身ともに傷付いた
まま残っておられたということ、そして今
でも残っておられるということ、この点を
どうするかというのが御指摘のとおり
の問題でございまして、私もその被害者
の方々に何かをすべきだという気持ちは
強く持っております。したがって、この
問題が提起された人権小委員会の場でも
発言をし、被害者の方々にできるだけその
気持ち

を少しでも和らげていただけるような方法はないかということを考え、それなりに人権小委員会でも発言し行動してまいりましたし、日本政府が、先ほど不十分だと申し上げましたが、しかし前向きの行動としてアジア女性基金を一九九五年に作って、以後は被害者の方々の気持ちを少しでも解決できる方向に向かう活動とするようにアジア女性基金にもかかわってきた。

アジア女性基金は、そういうふう被害者の方々の気持ちを少しでも和らげるための方策はないかという、そういう私どもの努力の一つの現れ方であったということをお願いさせていただきます。

○吉川春子君 アジア女性基金は明確に道義的責任ということで行われてまいりました。そして、今、先生が御指摘のように、違法の結果があるということですので、アジア女性基金でもってその違法な結果に対してその責任を果たしたというふうには言えないのではないかというふうに思いますし、また、国と国との間で戦争責任を解決してきたということは私も認識はしておりますけれども、個人の請求権については日本政府もあるんだというふうについて最近の国会でも答弁しております。

これは、オランダの外務相スティッカーと日本の吉田全権大使との間に交わされました書簡等にもそういうことがあり、それを全体的に及ぼしていると思っておりますが、その問題には今日に入る余裕がありませんので、全く個人の請求権がないんだということは政府自身もそういう立場を取っておりませんので、明らかにしておきたいと思っております。

そして続けて、横田参考人、お伺いいたしますけれども、アジア女性基金の償い事業はこの夏に打ち切られました。そして、そのアジア女性基金を受け取った人は台湾、フィリピン、韓国の被害者の四割ぐらいだろうということ先ほど言われました。ということは、あと六割の方が、参考人の立場からしてもあと六割の方が受け取っていない、拒否している。とりわけ一番深刻なのは、韓国の政府そして被害者が圧倒的多数が拒否されているということにあるわけでございます。今後どうしていったらいいのか。

もうこのままアジア女性基金ですべて終わりで

はないということは官房長官も繰り返しおっしゃっております。このアジア女性基金ですべてを終わらすことができなかつたとすれば、私たちはアジア女性基金を全面的に否定してという立場ではなかつたんですけれども、立法解決という一つの方法を出しました。

それで、戸塚参考人、横田参考人両方に伺いますけれども、今後、こういう残された問題、アジア女性基金では解決できなかった問題についてどのようにしていけばいいのか、前向きの御意見を伺わせていただきたいと思っております。

○参考人(戸塚悦朗君) 今後どうすればよいかということなんですが、一つは、私は、この解決に向かつての日本人の行動というのは、私も含めましてプロセスの問題だと思っております。できる限り被害者の方々の気持ちを酌む、そして被害者の方々の同意の得られる解決に向かつて最大の努力をする、日本側でここまでできないんだからそれを受け取れということをはいけないんだと、そこが一番の大きな問題だと思っております。

横田先生も大変御努力いただいて、確かに道義的責任を一定程度取るということで民間基金が努力された、これは私も認めております。関係者が善意であったことも認めております。しかし、こういう立法の法案が提案されていないという状態ではこれしかないというふうに思われたのも無理がないと思われるんでありますが、だから、不可能なんだからこれを受け取ってくれということは、やはり被害者にとっては、受け取る方は受け取りますけれども、拒否される方も出てくると。したがって、全体として被害者の方に受け取っていただける方法を考えなければいけない。

そこで出てきたのがこの立法でありまして、立法の提案が被害国あるいは被害者で民間基金を拒否された方々から歓迎されているという事実は極めて重い。これを、私は更に被害者側と対話を継続しながらこの審議を続けていただく、この審議を続けていただくことそのものが私は被害者側に対する謝罪の行為であると。このプロセスを明確に被害国側に示すことで被害国側が納得してくださる。

どのような立法をしても、本当に被害者の被

害は返ってきません。結果として表れるのは被害者側の許しです。この許しを得るために私たちは何をしなきゃいけないのか。これは被害者側と誠実に向き合う、被害者側の言われることを熱心に誠実に最大限の努力をして実現しようとするというそこにあると思います。

アジアと日本が和解をするというためにはあらゆる行為をしなきゃいけない。その場合に被害者側の気持ちを最大限に尊重する、押し付けけない。そして、私はだから、この立法でも被害者側が拒否されるのであればすべきでないというふうに考えております。現在のところ歓迎されておりますので、この立法を進めていただく、そして慎重な審議の上成立させていただく、これが最大の被害者に対する謝罪のプロセスだというふうに思っております。

○参考人(横田洋三君) ありがとうございます。

私も戸塚参考人が言われた継続的、真剣な継続的対話とお互いの理解の促進を行う、これは極めて重要な問題だと思います。これは私も私の立場でこれまでやってきましたし、また続けたいと思いますし、また日本政府もできるだけの努力をしていただきたいと、そういうふうに思っております。

法的な問題ですが、被害者の方々及びその支援者が国連の場、とりわけ人権小委員会の場で明確に述べておられる立場は、日本政府が法的責任を認めて、法的な謝罪と法的な補償をすること、これです。そして責任者を法的に処罰することなんです。

戸塚先生は先ほど、立法が法的答えになるというおっしゃられ方をしましたが、私の理解しているところでは、それはそれで一つの法的対応ですが、被害者及びその支援団体が要求している法的責任を認めるというのは、これから作る法律、立法による解決という意味ではなくて、既に存在する法律の下で違法行為を行ったんだから、法的にそれを認めて謝罪をし、現在あるあるいは過去にあった法律に基づいて、国際法に基づいて補償をすべきだという要求、そしてその当時の国際法に基づいて責任者を処罰すべきであるという、こういうことを要求してきているわけでございます。これが私が人権小委員会で毎年繰り返し聞いている支援団体の方々

の発言と考えていいと思います。

そうしますと、その点については今の法律案も答えを持っていないというふうに私は認識しております。したがって、戸塚先生もちらっとおっしゃいましたが、これで完全に解決するかどうかということはまだ分からないという状況であらうかと思えます。

私の考えでは、法的な答えは、現在係属中の様々な裁判、日本やアメリカで行われている裁判、これに一つ一つ答えが出ていくプロセスの中で法的な答えは探さざるを得ないという、そういう理解でございます。

○吉川春子君 私どもが提案しております法律は、一つは、私が直接行きましたインドネシア政府そしてオランダ政府の代表の方も評価をいただいております。オランダは確かにサンフランシスコ条約で決着済みという立場を取っておりまして、しかしながら、この法律についても非常に期待を持っております。

それで、私たちの法案は、当時の実行者について処罰せよと、こういう内容は含んでおりません。それは、それをもってしないと完全に法的解決ができないんだとおっしゃる横田先生の御発言の意図がどこにあるのか私は分かりませんが、例えば慰安婦被害者の皆さんが心の傷、トラウマに悩んでいる、そして日本政府が全然謝罪をしてくれない。先ほど横田参考人のお話でもありましたけれども、アジア女性基金を受け取る人にはお手紙が渡っているんです。でも、受け取らない人には渡っていない、こういう問題もありまして、本当の意味で日本政府があつたときは本当に戦争としてこういうことをやって済まなかったという態度を表明するに至ってなくて、その点についてもやっぱり謝罪も行われていない、そしてましてや政府のお金による補償ということも行われておりません。百歩譲って、医療・福祉支援事業がこれが政府の謝罪の表れだという形で法的に取ればよかったと思いますが、そういうことも取られていない。そして、償い金の二百万は民間のカンパだということで、本当に日本が法的な責任を認めてそれに基づく行為が行われていないということに対して、多くの被害者、被害国は拒否反応を示しているわけです。

ですから、私たちの法律がパーフェクトだとは思いませんけれども、今、日本の憲法、条約、そして法令の中でぎりぎりなし得るものとして出しておりますので、実行行為者まで処罰せよという法律にはなっていないから不完全だということはちょっと私は思いません。

それで、最後、もう時間がなくなりましたけれども、なぜ政府はなかなか解決できないのか、毎年国際的な批判にさらされているのか、その理由について、一言ずつしかもう時間がありませんが、答弁をお願いします。

○委員長(小川敏夫君) 時間が来ていますので、簡潔にお願いいたします。

○参考人(戸塚悦朗君) その問題、非常に難しい問題であります、なぜ解決できないのか、これは、一つは国際性の欠如だと思います。それから次は、私一番大きいと思うのは、日本が極めて男性中心であるということにあると思います。女性に対する犯罪を認めると日本社会がひっくり返る、それがやりたくないということではないかと思えます。それが二つですけれども。

それから、今の処罰せよという問題があるということでしたけれども、これについて非常に強い反応があることは間違いありません。しかし、不処罰の場合どうすればいいか。国際法上、補償すればよろしい、不処罰に基づく補償と。それはこの法案に含まれているというふうには私考えております。ですから、拒否反応をそんなに強く示される必要はないのではないかと思います。

○参考人(横田洋三君) ありがとうございます。

責任者処罰の問題につきましては、戸塚参考人も言われましたが、被害者及び支援団体が強く要求していることであることは、これは確かでございます、国連の場で要求している項目の一つでございます。

したがって、いわゆる市民法廷もそういう要求の流れの中で出てきていることございまして、私が意図しているわけではなくて、私は、そういう方々の主張をここで紹介させていただいたと、その主張に沿えばこの法律案では依然として問題は残されていると。今、先生がおっしゃったとおり、これでも完全ではないとおっしゃられました。そのとおりだと思いますが、それは私の認

識と一致しております。

そこで、私どもが国連で審議をし、日本政府に早く対応してほしい、一九九五年の時点で対応してほしいと考えて、アジア女性基金が完全な答えではないとしても、とにかくあの時点で存命中の、しかも受け取る意欲のある方がいらっしゃれば、その方たちに対しては当面何かをすべきだという、そういう気持ちで、不完全けれども協力していこうという気持ちになったそのときの気持ちは、今先生がおっしゃった気持ちと同じでございます。

ですから、私は、アジア女性基金の答えをまず踏まえて、あのときそういう気持ちでこれを作ってここまでやってきた、この先どうするかということになったら、やはり先ほど申し上げたように、法的な問題は法的な場で解決、しかし、私たちとしては継続して誠意を示し続けるということでないかと思っております。

○島袋宗康君 国会改革連絡会の島袋宗康でございます。今日、お二人の先生方、大変お忙しい中を御意見賜りまして、ありがとうございます。

まず、横田参考人にお伺いいたします。

当内閣委員会調査室が、一九九八年東信堂刊の大沼・下村・和田編「慰安婦」問題とアジア女性基金」より引用して作成した「慰安婦」問題と国連の人権保障」という題の論稿の中で次のように横田先生、述べられております。

御自身も参画された経験を持っておられる国連の人権関係機関での審議状況を踏まえて、

「アジア女性基金をとおして「償い金」と首相の反省とお詫びの手紙を被害者ひとりひとりにお届けするという活動は、法的責任の問題に対する答えではないという点と政府のお金が「償い金」の部分に含まれていないという点で不十分である。しかし、医療・福祉事業のかたちで被害者の方たちには政府の予算からも相当の額が支出されること、および首相の手紙の誠実な内容、さらに尊厳事業や調査・研究活動などは意味のある活動である。全体としては被害者も高齢になられて一刻も早い対応が要請されている状況を考慮すれば、このような日本の対応は前向きな措置として評価できる」というものであると思います。

と述べておられます。

これは、国連人権関係機関における慰安婦問題に対する主要な論調であると同時に横田先生御自身の御見解でもあると理解できるわけがありますけれども、このような国連人権関係機関や横田先生の御見解にもかかわらず今なおいわゆる従軍慰安婦問題が解決されないままに終息が、要するに終息しない真の原因がどのような点にあるというふうな、終息しないということについてどういうふうな点が問題であるのかということをお尋ねいたします。

○参考人(横田洋三君) ありがとうございます。

島袋先生の御指摘、私、今、先生が読んでいただいた部分、私が書いた部分であります、聞いていまして、今の気持ちと全く変わりありません。そのときの、書いたときの気持ちのまま今もそう思っております。

そこで、先生の御質問のポイントでございますけれども、なぜこれだけ誠意を持ってやってきたけれども十分に理解が得られないのかと。私どもとしてはできるだけ努力をして、被害者の方々お一人お一人にできれば説明したい、それから反対運動を続けておられる方も対話をしたいということで、いろいろな形で被害者の方への接点を求め、それから反対運動をしておられる方との対話を求めてまいりました。一部はそれを実現しまして、私どものやってきたことを説明することによってかなり理解を得られた部分もございます。そういう人たちの中には、先生たちのやってきたこと、それからアジア女性基金がやってきたことを自分はちょっと誤解していたというふうな率直におっしゃる方もおられます。

なぜ反対運動がまだあるのかということにつきましては、大変残念でございますけれども、私どもの誤解を解く努力不足と、それから、国境を越えての問題ですので、お一人お一人にじかに説明をしてすべての誤解を解くことができないという、そういう限界のある中での活動でございます、これはしたがって更に継続して私たちは対話を続けていきたいと、そういうふうな思っております。

結論的に申しますと、なぜそうなのかということについては、私は私たちの理解を求める努力がまだまだ足りないんだと、こういうことでござ

います。

○島袋宗康君 受け取っていない方々の気持ちを大体考えてみますと、やはり日本政府はこの問題を謝罪し補償しなければ正しい信頼関係は生まれえないというふうなことが大方の方々だと思うんですよ。したがって、先生がおっしゃるように、基金を設けて四〇%の方々が受け取ったにしても、まだ日本人、日本政府に対するいわゆる信頼、そしてこれからアジアに対する全体的な信頼関係というのは生まれ出てこないんじゃないかというふうな、私たちはそういう考えを持っているわけです。

したがって、村山首相時代にそういった政府による謝罪、いわゆる謝罪と補償金じゃなくして民間に任せ、民間から調達したというふうな点で、やっぱりこれは政府の責任を果たしていないんじゃないかというふうなことが今問われているんじゃないかと思っておりますけれども。

先ほど来いろいろ説明ありますけれども、やはりその点についてアジアの方々が本当に日本政府を信頼し、あるいは日本人とアジアの皆さんと本当にこれから二十一世紀に向けて信頼関係を築いていくというふうなことを踏まえていくなれば、やはり皆さん方の御意見を十分尊重して、政府の責任においてこれを謝罪し補償していくというのが私は基本的になされるべきだというふうに思っているんですけども、再度お願いします。

○参考人(横田洋三君) ありがとうございます。

私は、基本的に今、島袋先生がおっしゃられたことに賛成でございます。

私どもは、アジア女性基金の活動を協力して支持するという立場で、できるだけ反対者の方々の理解を得るように努めてまいりまして、反対者の方々もいろいろな御意見があることは承知しておりまして、その中で、比較的これまで誤解をしていたと、先生がおっしゃったことでよく分かりましたという方もかなりいらっしゃることは事実でございますが、私が期待したいのは、これから日本政府もいろいろな問題についてやはり、この問題だけではありませんが、いろんな問題についても関係者にきちっと説明して、日本政府の意図を理解してもらおう努力をするということとは大事だと思いますが、特に国際的な影響の

ある外国の国籍を持つ方たちが被害者で多くいらっしゃるということを考えますと、そういう方たちに対して日本政府として理解を得るための努力を一層続けてほしいという気持ちもございません。それもやはり今後の問題の解決に結び付くのではないかと考えております。

○島袋宗康君 先ほど岡崎委員からお話がありましたように、東チモールの方が非常に強制的にいわゆる従軍慰安婦として大きな被害を受けたというふうなことで私らに説明がありましたけれども、本当に先ほどありましたように、自分の年齢さえ分からないというふうなことで、もう大変な状況ですね。これはもう日本の軍隊そのものが大きな被害を与えたというふうな点では大変人権侵害だというふうに思われます。

それで、その説明の中で、東チモールだけでも六百人か七百人の慰安婦がおっただろうと。実際に、また今本当に名のりを上げることが大変難しい状況でありますけれども、三十名ぐらいはその中に名のりを上げた人がおると。しかし、それもやはりいろんな点で、政府に対する要求といいますか、補償要求というものは十分な組織を作っていないためにうまくいっていないというふうな説明でありますけれども、政府としてやっぱりそういった具体的に、例えば東チモールだけでも六百から七百人の慰安婦がおったと、そういったことを十分把握して、そしてその上でその基金というふうなものを、私は基金を認めるわけじゃないけれども、そういうふうな本当に大所的な人数を把握した上で基金というものを作って、そしてやるべきじゃないかという、これは基金を賛成するわけじゃないということをはっきり申し上げておりますけれども、そういうふうな仕組みを政府として取るべき責任があるんじゃないかというふうに思いますけれども、その点についてお伺いいたします。

○参考人(横田洋三君) 私は、七年、八年前に基金を作って、それに協力するという立場を取りましたので、その点では島袋先生とは違いますが、恐らく被害者に会って感じられた気持ちは先生と同じでございます。

私もそのころ十数名の被害者の方とかなり細かいお話を一緒にさせていただいて、その経験のひどさに私もショックを受けました。被害者の

方たちの気持ちを一人一人伺いますと、これは早急に何かしなければいけない、日本の国民の義務だと私は自分で思いました。私は政府ではありませんが、自分で思いました。それが私のこの基金にかかわるきっかけでございます。

東チモールの問題、それからさらにほかの国、地域、今、朝鮮民主主義人民共和国との国交に向けての交渉が順調に進む状況ではありませんが、しかし一応そういう努力は始まっているわけですが、そこでは当然まだ未解決の問題としてこの問題が一つの議題になるとは考えられるわけですね。

こういう問題について、私は、政府は今から七年前にアジア女性基金を作って対応するという決断をし、我々もそれに協力したわけですので、私の意見は、こういうまだ対応していない問題についてもアジア女性基金を通して答えを出せるような道を探るのが政府としては一貫性のある対応ではないか、こういうふうに考えております。これは私の意見でございます。

○島袋宗康君 それじゃ、戸塚参考人にお伺いいたします。

この論稿の中で、女性のためのアジア平和国民基金の償い金によっては被害国、民族、被害者、支援団体全体との和解を実現するものとなっていない事実を直視し、法的責任の問題を将来の課題とし、今、暫定的国家補償の支払すべきとするICJ、国際法律家委員会勧告の実現を図るべく日本政府が被害者個人に対し暫定措置金を支給することができる議員立法の成立の必要性について説いておられます。

そのお立場から、現在、当内閣委員会に継続している戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案をどのように評価しておられるのか、その重要な論点についてお述べいただいた上で、いわゆる従軍慰安婦問題の現状についてどのように御認識なさっているのか、お伺いいたします。

○参考人(戸塚悦朗君) ありがとうございます。

私のその時点で書いたものは非常に不十分でありまして、この法案の方がはるかに進んでいるという点で高く評価しております。

第一は、私のその時点では暫定でありました。しかし、この法案では、それは最終的な措置に

なっております。それから、この法案は公的に被害者に対して国が金銭を支給するという点で極めて明確であります。国会が行うという点でも明確であります。政府が行うという点でも明確であります。

先ほど、横田先生から言われた誤解を受けていたというその誤解を受けやすかった最大の原因は、民間基金を間に入れることによって訳が分からないようなものになってしまった、政府の行為ではないようになってしまったというところにあると思います。国家が、国会が関与し、そして政府が支払うということで極めて明確になっているという点で非常に優れているというふうに思っております。

最大の点は、謝罪という言葉がある。私が提案した当時は、その謝罪という言葉がなかった。実は、被害者側と何年にもわたって私は交渉をいたしました。自分の提案を持って韓国に行きまして、二年間ソウルで被害者側と協議をしましたけれども、この秘密協議の結果、結局拒否されました。拒否されて私は非常に意気消沈していたわけですが、しかし、まだ希望はあります。その拒否された状況を実は法制局の皆さんにお伝えしました。法制局の皆さんが極めて熱心な作業の結果、この謝罪という言葉を入れた。これが最後の瞬間に韓国の支援団体が、日本に対するジャパン・バッシングの切り札を失うということもあるのに歓迎した。これは極めて大きなことだと思います。ですから、その点で非常に優れているというふうに評価いたします。

しかし、そうやってきた原因はやはりプロセスにあるだろうと。これは本岡先生始め議員の先生方が被害者側を丁寧にお訪ねになって、懇切にこちらの意図も説明し向こうの意見も聞いて、その上ででき上がってきた、そのプロセスが最大の謝罪になっているというふうに私は思います。

この審議もそのプロセスの一つであります。これが理解されれば、必ず被害者側全体によって受け入れられると。したがって、この法案は解決の端緒になるというふうに私は考えておまして、高く評価しているというふうに申し上げたいと思います。

○島袋宗康君 私たちも今、先生の御期待に沿

うように頑張ってまいりたいということを表明して、時間でありますので、終わります。

○田嶋陽子君 戸塚参考人にお伺いします。

今、謝罪ということで御説明いただいたんですけども、今のお話を伺って、どれだけ日本人たちがよく分かるかというのは疑問だと思います。というのは、私の周辺でも、あるいは世間でも、日本は土下座外交だとか、これだけ謝っても謝っても、まだよこせ、まだよこせと言うという、そういう感じで受け取っています。このギャップは何なんでしょうか。

○参考人(戸塚悦朗君) やはり、最大の問題は、被害が日本人の想像を超えたほど大きかったということだと思います。したがって、私も実はこの問題に取り掛かる前は全く知らなかった。先ほど言った経過で、国連にこの事実を報告した、その後で被害者側の方々と頻繁にお会いするようになって、一つずつ植民地支配とは何か、女性に対する日本軍の行ったことは何か、そういうことを伺って、私自身が極めて男性中心的な人間であった、家父長制そのものの考えを持っておりましたので、その点を強く反省した次第であります。

お答えになるのかどうかよく分からないんですけども、これまで日本が、例えば先ほど言われたような条約によって終わったというふうに言ってきたりという問題でありますけれども、実際問題として、政府が言われたことは、先ほど私は橋本総理大臣の答弁をちょっと引きましたけれども、これは実際はよく見てみますと、解決したとは言っていないんですね。サンフランシスコ平和条約等でその財産請求権の問題は誠実に対応してきたと、こういうふうに言っているだけでありまして、解決したとは一言も言っていない。その点をやっぱり重視すべきだと思います。

例えば、北朝鮮に対しては条約はないんですね。台湾との条約は日本が破棄したわけでありまして。これはないんですね。それから、韓国に対しても、違法行為について個人の請求権を放棄するという条文はどこにもない。中国に対しては、日本は賠償というものは全く払っていない、あれだけの被害を与えて一銭も払っていない、それで誠実に対応したと、こういうふうに言っているんですね。

中国とは、確かに日中平和条約ございますし、日中共同声明ございます。しかし、その中に個人の請求権の放棄という言葉は一言も入っていない。当時は、もう既にジュネーブ条約によって日本も中国も個人の請求権の放棄を禁止されておりました。だから、できなかったというのが私の考えであります。北朝鮮に対しても、今、北朝鮮が個人の請求権を放棄しようとしてもジュネーブ条約の拘束のためにできない、そういう状況であります。

これを、条約によって解決してきたかのような発言を繰り返すということで、言わば国民あるいは被害国の人たちがだまされてきたと、この態度に問題があるのじゃないか。私は、そういう事実を上手に言葉で丸めて、被害国をだまそうとかあるいは日本の市民の人たちに誤解を与えようとか、そういうようなことをやってはならない。それをやればやるほど関係は悪くなる。人をだましたら必ずその反動が来ます。したがって、真実をきちっと認めて、究明して認めて、そして被害者に対して、被害国に対しても日本の市民に対してもきちんと事実を全部明らかにすると、決してだまさない、そういうことがないといけない。

このだまされてきたというか、うそをついてきたというか、誠実に対応してこなかったのに誠実だと言うその態度が私は一番大きなギャップを作っている。このギャップを埋めるには誠実に対応するしかない、先ほども申し上げたとおりです。それが初めて、本当に初めてなんですね、日本の国家機関の行為が、ここで審議するという行為が被害国に歓迎されたと。これはいまだかつて歴史的にないんです。その事実を極めて重く認めていただければ、それを続けていったら必ず溝は埋まっていくと、そういうことだと思います。○田嶋陽子君 確かに、その橋本元総理が謝ったということも、英語を見れば、マイ・パーソナル・フィーリングであって、国として謝っているわけではないですよ。でも、日本語になったときにはそのこの部分はあいまいにされていると。少しずつ少しずつずらしながら、確かに相手をだましてきた。相手の方は真剣ですから、そういうことに敏感に感じるわけですよ。ですから、幾ら謝罪したと言っても相手には通じていないとい

うことはそのとおりだと思います。

そこで、一つ、横田参考人にお伺いいたします。横田参考人は、これは人道に対する罪であるということ、慰安婦制度ですね、お認めになったわけですが、その国際刑事裁判所の規程の七条のgにある要件を挙げてください。

○参考人(横田洋三君) 大変申し訳ありません。今ちょっと手元にございませんで、もし田嶋先生お手元にお持ちでしたら、御指摘いただけると有り難いと思います。

○田嶋陽子君 そこではずっと、殺人、せん滅、奴隷化からずっと来まして、e、f、fが拷問で、gが強姦、性的奴隷化、強制売春、強制妊娠、強制断種又はその他同等の重大な性的暴力とあります。

それに関して、横田参考人にお伺いいたします。どうしてこのgのようなことがこの世界で起こるのでしょうか。

○参考人(横田洋三君) 私は男性ですから、こういう問題について確たる女性の立場や気持ちを十分に理解した答えが出せるかどうかは分かりませんが、御質問に端的にお答えするならば、やはりこれまで男性は歴史の中で、自分たちはやろうと思えば好きなことができる、やりたいことができる、その場合に女性に対して何かをする場合も何かができる。そして、女性は社会的に政治的に弱い立場でしたので、あるいは家庭の中でもそうでしたので、それに対して抵抗することも文句を言うこともできないという、そういう人類の長い歴史の中で女性と男性の関係がゆがんだ形でもって続いてきた。その表れが戦争という状況の中で、兵士たちが極限状態で死ぬ前にもうやりたいこと全部やるんだというようなやり方でもって行動する。それが占領地における強姦行為であり、また慰安所を作り兵士たちにそういう奉仕をさせようという判断を、これも男の人たちがしたわけですが、したという、そういうことだと思います。

私は、率直に言って、これは人類の歴史の中で男性が男性の立場からしか考えずに行ってきた行為、これが一番極限の形でもって出てきた姿だと、こう考えております。

○田嶋陽子君 ありがとうございます。そのとおりだと思います。

先ほども戸塚参考人が反省なさったように、この問題を理解するためには本当に男性が良識的に勉強しないとできないほど、要するに百八十度角度を変えないとこの問題が見えないほど大変な問題なんですね。ですから、これがそう簡単に解決する問題ではないと思うんですけれども、今のお話を聞いた上でもう一度横田参考人にお伺いいたします。

先ほど、この横田参考人がお書きになった本の中にも、アメリカの委員の意見とか何か、取りあえずこの人たちはみんな高齢なんだから、健康上の問題もあるんだから早くこの問題を解決しなければという言葉があります。そして、私も政府に物を言うときには、急いでください、この方たちはもう命が短いんですから、生きていらっしゃるうちに解決してほしいと、こういうことを言います。この言葉はとても危険なわけで、先ほどからお二人の意見を聞いていますと、特に横田参考人はやっぱり健康のために高齢のためにということを書いていらして、途中からは心身ともに傷付いているということをおっしゃり始めました。

私は、最初、やっぱり日本の女性基金も半分はODAですね、それは医療部分です。すなわちその根本にあることは、今、横田参考人がおっしゃったように、女性は昨日の、先ほど島袋さんがおっしゃって、同じ会にいたんですが、東チモールから慰安婦の方がいらして、その人は耳も聞こえない。実際には殴られて耳も聞こえない人もいるし、おなかに刀で切り付けられて傷を付いたまま生きていらっしゃる方もいて、皆さん大変、健康の面では大変なんですけれども、結局は肉体を傷めたから肉体にと、そういう発想なんですね。その東チモールの女性もこう言っていました。私は牛のように扱われた。人間ではないんですね。

だから、今、横田参考人がおっしゃったように、男性の意識の中には、よく言えば女は大地の母と言われて自然扱いされて、一方では男性の都合によって動物扱いされるという、その極限状況が今、横田参考人がおっしゃったような戦争での慰安所での在り方だったと思うんです。今もその意識は続いていて、肉体が傷められたから肉体の補償をということが最初に来ている

と思うんですね。

この慰安婦の方たちは、本当に体の傷を引きずりながらも心の傷で苦しんでいらっしゃるわけですね。よく眠れない、トラウマに苦しんでいらっしゃる。その人たちはそれでも苦しんで苦しんでここ五十年来たから、この間台湾に行ったときにはこう言っていました。私は許そう、でも忘れない。許すと知っているんですね、でも忘れないと。だから正義を果たしてほしいと。

お二人にお伺いします。

この女性の言う正義とはどういうことなんでしょうか。

○参考人(横田洋三君) 正義というのは、女性を、まずは被害者について申し上げますと、被害者の女性としての、人間として、女性であり人間としての尊厳を尊重することです。そして、男の人たちがこれまで女性を虐げられた立場に置き、そして性的な側面でも、実は慰安所、慰安婦の問題だけではありません。公娼制度とか、それから私が今真剣に取り組まなければいけないと思っておりますのは、少女たちの国際的なトラフィッキングの問題です。今でも数百万人の少女たちが、十一歳、十二歳、十三歳の少女たちが国際的に性的な搾取のために売られ、強制的に連れて行かされ、私はその少女たちの証言を国連の場でも聞きました。もう本当にショッキングな出来事です。これが現在、数百万人がそういう状況に置かれているということを考えますと、これはもう本当に深刻な問題なんです。

ですから、慰安婦の方々、もちろん私たちはこの問題に真剣に取り組む必要がありますが、もっともっとたくさんの女性もいろんな形で被害を受けているということも考えると、これは男性の意識と、それから男性中心に作られた法律、制度、これを根本的に変えるという形で、女性を男性と対等に、女性を一個の人間、個人として尊重する、そういう制度と法律に変え、そして男性がそういう意識を持つように努力する、最終的にはそういう状況を作ることが、恐らく被害者の方がおっしゃっている正義ということではないかと、こう思います。

○参考人(戸塚悦朗君) 私も極めて同様の考えを持っております。

実は、お手元に配付していただきました国外移送誘拐被告事件という大審院の判決があります。これは極めて古い、一番最初に上海で慰安所が作られたときに起きた事件を、大審院がこれは明確に犯罪であるというふうに、日本法上犯罪であると認めて処罰をしたものです。中では、被告側は軍に頼まれたんだというふうに言っておりますけれども、仮に軍に頼まれたものであっても認められないというふうに言っておるわけです。これが、私は正義の出発点だと思います。

しかし、残念なことに、このような処罰がなされないような手だてが後に取られました。したがって、その後処罰はなくなった。この問題、なぜこの犯罪が全面的に処罰されなかったのか。これは、日本軍が男性によって作られていたから。日本の検察官も警察官も全部男性だったから。日本の裁判官も全部男性だったから。日本のその他の官庁もすべて男性であります。国会も男性。したがって、このような法律があっても、それを適用しないということは容易にできたわけであります。この状態を変えない限り正義は来ない。現在でも私はそれは変わっていると思いません。ここでも女性の方は極めて少数でありますし、女性の方がこの法案をリードしているんでありまして、男性の方はそれを厳しく受け止めているという段階だと思います。

したがって、このような正義を行わなければならない、そしてこの法案を成立させることが正義であるというふうに私は思います。

○委員長(小川敏夫君) 田嶋さん、簡略にお願いします。

○田嶋陽子君 ありがとうございます。

今、横田参考人は私が言いたかった結論、ここ過去三十年間でも三千人の女性が商業的に、トラッキングといいますか拉致されて密輸されているという状況、それを解決したいとおっしゃってくださって、それも正義につながると言ってくださって、大変有り難いと思います。それから、戸塚参考人も私たちが日ごろ思っていることをここで言うてくださって、私の結論の一つですが、大変有り難かったと思います。

ですけれども、もう一つ、先ほど横田参考人が、途中から子供のトラッキングのお話に行っ

まったんですが、この慰安婦の問題としてもう一度伺いたしますが、女性の人間としての尊厳を尊重するということは、この慰安婦の問題に関しては具体的にはどういうことをお考えですか。簡潔に、一言だけ。

○委員長(小川敏夫君) 横田参考人、簡略にお願いします。

○参考人(横田洋三君) 私たちは、そういう方たちの話したいこと、我々に出したいメッセージ、とりわけ我々男性に対して出したいメッセージ、これを一つ一つ丁寧に聞いて、その一つ一つの重みを男性の側で受け止めていくということをする必要があると思っております。

長期的には、私は、被害者の方たちの非常にまじめな形でのヒアリングということをどこかできちっとやって、その方たちの経験を基に二度とこういう女性をつくってはいけないという方向で、政策も、それから男性の人たちも自覚を持つという、そういうことが重要だと思っております。

○委員長(小川敏夫君) 田嶋さん、もう時間。

○田嶋陽子君 はい、これで終わりますが、具体的なこととしては、横田さん今はつきりおっしゃいませんでしたけれども、これは国が関与した慰安婦制度であるということ国がきちんと認めることですね。で、もう一度謝罪することですね。そのことを言うていただきたかったんですが、それでよろしいですか、横田参考人、イエス、ノーでおっしゃってください。その後一つ、もう一つあります。

○委員長(小川敏夫君) 田嶋さん、もう時間過ぎています。

じゃ、横田参考人、ただいまの点、イエス、ノーの点、簡略に答えて。それで終わります。

○参考人(横田洋三君) 答えはイエスです。